

教職員による宿直を廃止する日	宿、日直に代る措置		実施市町村数	宿直実施数		日直実施数		説明事項
	代行員制	無人化		小	中	小	中	
年末、年始、祝日、土、日 (3)	代行員制		30	小	108	小	103	年末年始、祝日、土、日などにかぎぎって代行員を雇用するか、無人化するもの
				中	79	中	64	
	無人化		5	小	21	小	25	
				中	16	中	16	
その他 (4)	代行員制		-	小	-	小	-	分校の実態を記入する。 ただし、施設、設備による無人化は(1)の無人化のらんに記入する。
				中	-	中	-	
	無人化		57	小	202	小	202	
				中	7	中	7	
備考	1. 年末、年始6日間を県費補助による代行員措置が認められたので(3)の代行員制の数は大幅に増加する見込みである。							

③ 昭和44年度

昭和44年度当初予算においても、昭和43年度と同様、小中学校に宿直代行員を設置する場合、県において2分の1県費補助することとし、その学校数は、小学校271校、中学校19校の計290校であった。

さらに年末年始の休日についても昨年同様宿直代行員、

(資料2) 昭和44年度小・中学校教職員の宿・日直勤務の態様(44. 10. 1現在)

- 市町村数 90 小 575校 分校 小 186校 計 小 761校
- 学校数 本校 中 299校 分校 中 7校 計 中 306校
- 宿・日直勤務の態様

日直代行員を雇用しほとんど大部分の小・中学校において教職員による宿直、日直を廃止した。

また国の補助をうけて教職員の宿日直を廃して無人化する学校も増加し103校に達した。昭和44年度小・中学校教職員の宿・日直勤務の態様は下表のとおりである。

教職員による宿直を廃止する日	宿、日直に代る措置		実施市町村数	宿直実施数		日直実施数		説明事項
	代行員制	無人化		小	中	小	中	
年中 (1)	代行員制	定数化された職員等	1	小	-	小	-	市町村の定数に含まれた職員
		日々雇用又は嘱託	-	小	-	小	-	
	無人化	管理設備費によるもの	22	小	90	小	90	国の補助により施設、設備のうえ、無人化するもの
	施設・設備なし	2	小	29	小	29		
労働基準法(週1回、月1回を超える部分) (2)	代行員制		78	小	301	小	60	県費補助による代行員
				中	19	中	2	
年末、年始、祝日、土、日 (3)	代行員制		88	小	501	小	459	年末、年始、祝日、土、日などにかぎぎって代行員を雇用するか、無人化するもの
				中	219	中	201	
	無人化		5	小	31	小	25	
				中	16	中	16	
その他 (4)	代行員制		-	小	-	小	-	分校の実態を記入する。 ただし、施設、設備による無人化は(1)の無人化のらんに記入する。
				中	-	中	-	
	無人化		57	小	202	小	202	
				中	7	中	7	
備考	1. 市町村が独自で無人化又は1週間のうちいく日かを空直にする学校数が増加している。							

(2) 県立学校

① 昭和43年度

(ア) 県立学校の分校中、宿直勤務回数が週1回を超える部分について宿直代行員を雇用し、週1回の宿直勤務とし、教職員の宿・日直勤務軽減をはかる道を開いたといえることができる。

昭和43年度に宿直代行員を設置した学校

分校名			1週間に代行員を雇用する日数
学校名	分校名		
保原高	掛田分校		1
安達高	岩代分校		2
岩瀬農業	長沼分校		1